

慶弔金運用規定

2020年4月19日変更

1. 慶事（出生祝金）

- (1) 会員筆頭者、及び同居する家族の出産に際し祝金を贈る。
- (2) 祝金は、一児あたり 10,000 円とする。
- (3) 誕生及び、誕生した子が三輪緑山の居住者であるとの確認は、住民票のコピーの提出をもって行う。
- (4) 祝金を贈る手続きは、会員の申請による。（出生後 1 年以内に申請してください。）

2. 慶事（敬老祝金）

- (1) 会員筆頭者、及び同居する家族が、当年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、
80 歳、88 歳、100 歳を迎える個人に祝金を贈る。
- (2) 祝金は、
80 歳 5,000 円
88 歳 5,000 円
100 歳 10,000 円とする。
- (3) 祝金を贈る手続きは、会員の申請による。
- (4) 該当年齢の確認は、年齢の証明となるコピーの提出をもって行う。
- (5) 支給時期は一括 9 月に行う。その後は個々の申請によりその都度支給する。
但し申請期限は翌年 3 月までとする。

3.弔事（弔慰金）

- (1) 会員筆頭者、及び同居する家族の逝去に際し、弔慰金を贈る。
会員筆頭者 10,000 円
同居家族 5,000 円
- (2) 弔慰金を贈る手続きは、会員或いは班長からの連絡による。
尚、手続きは当該者の逝去から 1 年以内とする。

以上